

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間の延長について

令和6年2月1日
福島県生活拠点課

被災者生活再建支援法施行令第4条第4項に基づき、下記のとおり延長することとしたので、お知らせします。

記

1 延長する期間

基礎支援金、加算支援金 12か月（令和6年4月11日から令和7年4月10日）

2 延長の対象市町村

(1) 基礎支援金

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町（4町）

(2) 加算支援金

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村（5町村）

※ 次の市町村については、令和6年4月10日をもって終了します。

○ 基礎支援金

楡葉町、飯舘村（2町村）

○ 加算支援金

相馬市、南相馬市、楡葉町（3市町）

3 2の対象市町村について延長する理由

(1) 帰還困難区域を有する4町は、申請期間内に被害認定や家屋解体工事が完了できていないことから基礎支援金及び加算支援金の延長が必要である。

(2) 飯舘村については、令和5年5月に避難指示が解除された区域内において、村による井戸掘削工事後の住宅再建となるため、期限内に申請が完了できないことから加算支援金の延長が必要である。